

**【根拠法令】**

所得税法第 224 条の 5、所得税法第 225 第 1 項第 13 号、所得税法施行令第 350 条の 2 から第 350 条の 6、所得税法施行規則別表第 5 (31)

**【支払調書の提出を要する場合】**

居住者及び所得税法施行規則第 90 条の 5 第 1 項の国内に恒久的施設を有する非居住者が行った先物取引（法第 224 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する商品先物取引又は同項第 3 号に規定する市場デリバティブ（以下「市場デリバティブ取引」という。）若しくは同項第 4 号に規定する店頭デリバティブ（以下「店頭デリバティブ取引」という。）をいう。）について、当該商品先物取引又は市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引の差金等決済をした場合

**【提出義務者】**

商品先物取引、市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引の差金等決済をした商品取引員又は金融商品先物取引業者

**【提出期限】**

先物取引の差金等決済があった日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、税務署長に提出しなければならない。

また、同一の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する 1 回の先物取引の差金等決済ごとに作成する場合には、当該支払調書をその先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない。

**【提出省略範囲】**

法人については、調書の提出義務はないが、法人税法別表第 1 に掲げる公共法人を除き、居住者等と同様に、金融商品先物取引業者に対する告知義務がある。

## 【書式等】

## 1 書式

所得税法施行規則別表第五 (三十一)

平成 年分 先物取引に関する支払調書									
先物取引の 差金等決済 をした者		住所(居所)							
		氏名							
先物取引の種類		決済の方法		決済損益の額		委託手数料		決済年月日	
				百万 千 円		円		年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等		千 円		銭		限月	年月
先物取引の種類		決済の方法		決済損益の額		委託手数料		決済年月日	
				百万 千 円		円		年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等		千 円		銭		限月	年月
先物取引の種類		決済の方法		決済損益の額		委託手数料		決済年月日	
				百万 千 円		円		年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等		千 円		銭		限月	年月
(摘要)									
商品取引員等、証 券業者等又は金 融先物取引業者		所在地							
		名称							

(用紙 日本工業規格 A6)

## 2 記載事項

所得税法施行規則第 90 条の 5

## 3 記載要領 (所得税法施行規則別表第 5 (31) 備考 3)

この支払調書を、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済について提出するときにおける記載の要領は、次による。

- (1) 「住所(居所)」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
- (2) 「先物取引の種類」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済を行った金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び商品名について、東証 T O P I X、東証銀行業、東証中国 O P—c、大証日経 300 O P—p、大証ダウ、為替証拠金米ドル/円、円 3 ヲ月金利、円 3 ヲ月金利 O P のように記載すること。

- (3) 「決済の方法」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載すること。
- (4) 「決済損益の額」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載すること。なお、損失が生じた場合には、金額の前に「▲」又は「－」を記載すること。
- (5) 「委託手数料」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済に係る取引の委託手数料（金融商品取引業等に関する内閣府令第164条第1項第1号りに掲げる委託手数料をいう。）の額の合計額を記載すること。
- (6) 「決済年月日」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済をした日の年月日を記載すること。
- (7) 「数量」の欄には、差金等決済をした市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の数量を記載すること。
- (8) 「決済時の約定価格等」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済により成立した金融商品取引業等に関する内閣府令第100条第1項第5号に掲げる対価の額又は約定数値を記載すること。
- (9) 「限月」の欄には、差金等決済をした市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の限月を記載すること。
- (10) (2)から(9)までの欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の種類別に当該市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済ごとに記載すること。
- (11) 「摘要」の欄には、「市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に関する調書」と記載すること。
- (12) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。

平成 年 月分 先物取引に関する支払調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(31)関係)

税務署受付印



処 理 事 項	通信日付印	検 収	整理簿登載
	※ ・ ・	※	※

平成 年 月 日提出  税務署長 殿	提 出 者	所在地	整理番号			
		フリガナ 名 称	電 話		( )	
		フリガナ 代 表 者 氏 名 印	この調書 について 応 答 できる方	所 属	課 係	
			氏 名			
区 分		調 書 の 枚 数	調 書 に 記 載 し た 取 引 数	摘 要		
商 品 先 物 取 引	居 住 者 分	枚	件			
	非 居 住 者 分					
有 価 証 券 先 物 取 引 等	居 住 者 分					
	非 居 住 者 分					
金 融 先 物 取 引	居 住 者 分					
	非 居 住 者 分					
合 計	居 住 者 分					
	非 居 住 者 分					
	計					